

## 選任



### 人権擁護委員の改選

人権擁護委員は人権に関する相談や啓発活動などを行っています。

#### 再任

口木村兼江さん

平成25年7月1日から人権擁護委員を委嘱され、平成28年7月1日付けで法務大臣から再任されました。

◎問合せ 総務課総務係☎332

## 税金



### 平成28年度分償却資産の申告について

市内に償却資産を所有している方および事業者は、毎年1月1日に所有している償却資産を、市に申告する義務があります。

償却資産の申告漏れなどがある方には、8月上旬にお知らせを送付します。忘れずに申告してください。

※申告書が必要な場合は、連絡してください。

※電子申告も受け付けています。詳しくは、市公式サイトをご覧ください。

◎申告先・問合せ 課税課資産係☎153

## 子育て



### 児童扶養手当の支給

8月は、児童扶養手当の支給月です。

8月12日(金)に指定の口座に振り込みます。確認してください。

◎問合せ 子育て支援課支援係☎236

### 児童扶養手当の受給には手続きが必要です

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当を支給します。

児童扶養手当を受給するためには手続きが必要です。

対象となる方は、手続きしてください。

▼対象 次の①から⑤のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日までの間の児童(身体障害者手帳1

〜3級、愛の手帳1〜3度の障害児は20歳未満)について、父母または児童を養育している者がその児童を監護し、かつ、生計を同じくする場合

①父母が婚姻を解消した児童

②父か母が死亡した児童

③父か母が一定程度の障害の状態にある児童

④父か母の生死が明らかでない児童

⑤そのほか(父か母が1年以上扶養義務を怠った状態にある児童、父か母が1年以上拘禁されている児童など)

※支給額については、下表のとおりです。

※手当は、監護・養育する児童数、受給資格者の所得額に応じて、全部支給・一部支給・全部停止(支給なし)が決まります。

※次に該当する場合は、手当は受けられません。

○児童が里親にあずけられていないとき

○児童が児童福祉施設などに入所しているとき

○児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき

○前年の所得が基準額以上のとき

手続きに必要なもの

○申請者および児童の戸籍謄本

○申請者名義の金融機関の口座番号がわかるもの

○印鑑(スタンプ式でないもの)

○親の障害を要件とする場合は、親の障害者手帳などは、親の障害者手帳など

○申請の年の1月1日現在羽村市に住所がなかった方は、前住所地の市区町村の発行する「課税証明書(所得・扶養人数・控除記載のあるもの)」

※受給要件によっては、ほかの書類が必要となる場合があります。

◎問合せ 子育て支援課支援係☎236

### 児童扶養手当の支給額が変わります

平成28年8月分(12月に支給)から第2子および第3子以降の加算額が増額となります。

加算額の増額部分については、第1子の額同様、収入に応じた額が増額となります。

※手当は、監護・養育する児童数、受給資格者の所得額に応じて全部支給、一部支給、

全部停止(支給なし)が決まります。

■支給額(月額)

		変更前	変更後	差額
		(平成28年7月分まで)	(平成28年8月分から)	
第1子	全部支給	42,330円	変更なし	—
	一部支給	9,990円~42,320円	変更なし	—
第2子 加算額	全部支給	5,000円(一律)	10,000円	+5,000円
	一部支給		5,000円~9,990円 ※収入に応じた額の増額	0円~ +4,990円
第3子 以降 加算額	全部支給	3,000円(一律)	6,000円	+3,000円
	一部支給		3,000円~5,990円 ※収入に応じた額の増額	0円~ +2,990円

◎問合せ 子育て支援課支援係☎236

特別児童扶養手当「現況届」の提出を

特別児童扶養手当を受けている方は、必要書類を持参し、必ず次の期間中に提出してください。該当する方には、8月5日(金)までに通知します。

▼日時 8月12日(金)～9月9日(金)の午前8時45分～午後5時(午前11時45分～午後1時、土・日曜日を除く)

※8月13日(土)・14日(日)・20日(土)・21日(日)は受け付けます。

受付場所 市役所2階子育て支援課

①問合せ 子育て支援課支援係 係内235

保険・年金



介護保険負担限度額認定制度の利用を

介護保険施設などの居住費(滞在費)・食費は原則自己負担となっています。

しかし、所得の低い方で介護保険負担限度額認定の認定証を交付された方は、自己負担の上限額が設けられており、

これを超えた費用は介護保険から施設などに支払われます。認定の有効期間は毎年8月1日(または申請日の属する月の初日か転入日)から翌年の7月末までです。

負担限度額認定を受けるには申請が必要です。

▼対象となる条件 次のいずれも満たすこと

①所得要件

○世帯全員が市民税非課税

○別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税

②資産要件

本人および配偶者(同居・別居にかかわらず)の預貯金などの資産の合計額が2000万円以下(配偶者がいない場合は1000万円以下)

※「配偶者」には婚姻届を提出していない事実婚の場合を含みます。

※詳しくは、広報はむら7月1日号をご覧ください。

①問合せ 高齢福祉介護課介護保険係内149

健康



乳がん検診・子宮頸がん検診(第2期)

乳がん・子宮頸がん検診をまだ受診していない方は、この機会にぜひ受診してください。例年11・12月は医療機関が大変混み合いますので、余裕をもって早めに受診してください。

乳がん検診

▼日程 10月3日(月)～12月28日(水)の指定日(土・日曜日、祝日を除く)／実施医療機関

公立福生病院・西村医院(福生市)／対象 検診日現在、市内在住の40歳以上の女性で、昨年度、未受診の方／定員 受診可能な人数に限りあり(先着順)／費用 1600円(検診当日に病院へ支払ってください)。

※生活保護受給者は、全額免除します。生活保護受給証明書を医療機関へ提出してください。

※ペースメーカー使用者および豊胸手術などを受けた方は、受診できません。

内容 問診・視触診・マンモグラフィ検査(乳房X線撮影)

子宮頸がん検診

▼日程 10月1日(土)～平成29年2月28日(火)／実施医療機関 よりみつレディースクリニック・羽村ひまわりクリニック・公立福生病院・大聖病院(福生市)

※よりみつレディースクリニック・羽村ひまわりクリニックは平成29年2月28日(火)まで受診できません。大聖病院・公立福生病院は12月28日(水)までの受診となります。注意してください。

対象 検診日現在、市内在住の20歳以上の女性で、昨年度、未受診の方／定員 受診可能な人数に限りあり(先着順)／費用 無料／内容 問診・子宮頸部細胞診(医師が必要と認めた場合は体部を同時に実施)

注意

□検診結果がわかるまで1か月程度がかかります。自覚症状がある場合は、直接病院を受診してください。

□保健センターの窓口で直接申し込んだ方には、問診票

をその場で渡します。①申込み・問合せ いずれも8月2日(火)から、電話または直接保健センターへ ☎5555-1111 ④626 (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)

がん検診クーポン券を持つている方へ

市では、国の特別対策に基づき、対象の方に対して、大腸がん・乳がん・子宮頸がん(乳がん・子宮頸がんは女性のみ)の検診を無料で受けられるクーポン券と検診手帳を5月末に発送しました。

クーポン券の有効期間は、大腸がんは10月31日(月)まで、乳がんは12月28日(水)まで、子宮頸がんは医療機関によって検診期間が異なります。

検診最終月は医療機関が大変混み合い、検診期間中であっても受診できない場合があります。余裕をもって早めに受診してください。クーポン券を紛失された場合は再発行しません。問い合わせください。

①問合せ 保健センター ☎555-1111 ④626